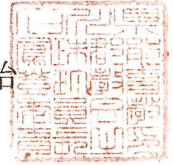


教 第 23 号  
令和2年4月14日

能登町立各小中学校長 様

能登町教育長 中口 憲治



新型コロナウイルス感染症対策のための  
能登町小中学校における一斉臨時休業について（通知）

日頃より児童生徒及び教職員への保健指導・健康管理等にご尽力いただき、ありがとうございます。

このたび、政府及び石川県の「緊急事態宣言」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策のため、本町の小中学校において下記のとおりの方針をとることとなりましたので通知します。

なお、今後の状況を踏まえ、改めて対応等を決定することもあることといたします。

記

- 1 令和2年4月16日（木）から5月6日（水）までの間、学校保健安全法第20条に基づき、能登町立小中学校において、一斉臨時休業の措置をとることとします。
- 2 休業期間中、週1回程度の登校日等を設定します。児童生徒へは外出をできるだけ控え、自宅等で過ごすようご指導願います。